

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行う。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては、軽自動車検査協会へ、二輪の軽自動車に関しては、全国軽自動車協会連合会へ、二輪の小型自動車に関しては自動車検査登録事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは減免申請書を当該市町村にて受付、必要に応じて減免を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none">①課税対象者情報の準備②軽自動車の登録・抹消情報を受領する。③納税義務者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。④納税義務者から減免申請書を受領する。⑤減免申請の対象者であるか関係先へ情報照会を行う。⑥減免決定通知書を送付する。⑦納税証明書(車検用)を交付する。⑧標識交付証明書・廃車証明書を交付する。⑨他部署、官公署等に対する照会・回答を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48及び49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部税務課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 永谷和夫	総務部次長兼税務課長 青山秀樹	事後	
平成28年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年8月2日	I-1-② 事務の概要	運輸局各運輸支局	自動車検査登録事務所	事後	
平成28年8月2日	I-1-② 事務の概要	軽自協会	全国軽自動車協会連合会	事後	
平成28年8月2日	I-1-② 事務の概要	②納税者の軽自動車の…	②軽自動車の…	事後	
平成28年8月2日	I-1-② 事務の概要	③納税者に	③納税義務者に	事後	
平成28年8月2日	I-1-② 事務の概要	④納税者から	④納税義務者から	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	総務部次長兼税務課長 青山秀樹	税務課長 高須英樹	事後	
平成29年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 高須英樹	税務課長 宮地将人	事後	
平成30年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	税務課長 宮地将人	総務部次長兼税務課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	I-1-② 事務の概要	軽自動車税は、賦課期日…	軽自動車税(種別割)は、賦課期日	事後	
令和3年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	総務部次長兼税務課長	税務課長	事後	
令和3年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和6年9月3日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項	番号法第9条第1項及び別表の24の項	事後	
令和6年9月3日	I-4 個人番号の利用	番号法第19条第7号及び別表第2第27項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48及び49の項	事後	
令和6年9月3日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月3日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	